法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この記載要領において「租税条約等実施特例法」という。）第７条第１項又は令和２年所得税法等改正法第18条の規定による改正前の租税条約等実施特例法第７条第１項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

［13　略］

第十号の四様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第六条の五関係）

［様式　略］

第10号の４様式記載要領

［１　略］

２　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、市町村民税の法人税割の更正の請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

［３～６　略］

７　「更正の請求をする理由」、請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第321条の８の２又は令和２年旧法第321条の８の２の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この記載要領において「租税条約等実施特例法」という。）第７条第１項又は令和２年所得税法等改正法第18条の規定による改正前の租税条約等実施特例法第７条第１項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

［８　略］

第十二号の二の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第三十八条関係）

［様式　別紙十六　挿入］

第十二号の十三様式（附則第十八条関係）

［様式　別紙十八　挿入］

第十二号の十四様式

［様式　別紙二十　挿入］

第十二号の十五様式（附則第十八条関係）

［様式　別紙二十一　挿入］

第十二号の十五の二様式（第三十八条関係）

［様式　別紙二十四　挿入］

第十三号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第四条の四関係）

［様式　略］

第13号様式記載要領

１　この申請書は、法第72条の25第２項（法第72条の25第６項、第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。５において同じ。）又は第４項（法第72条の25第７項、第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。５及び６におい

法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この記載要領において「租税条約等実施特例法」という。）第７条第１項又は令和２年所得税法等改正法第18条の規定による改正前の租税条約等実施特例法第７条第１項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

［13　同左］

第十号の四様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第六条の五関係）

［様式　同上］

第10号の４様式記載要領

［１　同左］

２　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割の更正の請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

［３～６　同左］

７　「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第321条の８の２又は令和２年旧法第321条の８の２の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この記載要領において「租税条約等実施特例法」という。）第７条第１項又は令和２年所得税法等改正法第18条の規定による改正前の租税条約等実施特例法第７条第１項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

［８　同左］

第十二号の二の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第三十八条関係）

［様式　別紙十五　挿入］

第十二号の十三様式（附則第十八条関係）

［様式　別紙十七　挿入］

第十二号の十四様式

［様式　別紙十九　挿入］

第十二号の十五様式（附則第十八条関係）

［様式　別紙二十一　挿入］

第十二号の十五の二様式（第三十八条関係）

［様式　別紙二十三　挿入］

第十三号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第四条の四関係）

［様式　同上］

第13号様式記載要領

１　この申請書は、法第72条の25第２項（法第72条の25第６項、第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）若しくは第４項（法第72条の25第７項、第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）又は地方税法等の一部を改正